

# よくあるご質問について

茨城県疾病対策課感染症対策室

2025年4月18日時点

1

## 定点報告

問 インフルエンザやCOVID-19の届出基準を満たし、急性呼吸器感染症（ARI）の症例定義※にも合致した場合、両方にカウントするのでしょうか？また、両方にカウントすることはサーベイランスとして問題はないのでしょうか？

（回答）

- ・はい、問題ありません。インフルエンザやCOVID-19にもカウントし、急性呼吸器感染症（ARI）にもカウントします。
- ・同一の患者を両方に計上となりますが、症候群サーベイランス（症例定義に一致している者は、何人か）と、個別疾患の発生数を把握するサーベイランスは、異なる目的で実施しており、集計時も、インフルエンザやCOVID-19の発生数と、ARIサーベイランスの人数を足し上げて公表することはありません。

2

## 定点報告

問 同一患者が同じ週に複数回受診した場合の報告はどうなりますか？

（回答）

- ・同一患者が同じ週に複数回受診した場合でも、症例定義※を満たす限りは、受診のタイミングごとに報告をお願いします。
- ・同一医療機関であっても、報告いただいて構いません。  
例えば、月曜日と金曜日に受診した場合、それぞれ1人としてカウントします。

※急性呼吸器感染症（ARI）の症例定義：

咳嗽、咽頭痛、呼吸困難、鼻汁、鼻閉のいずれか1つ以上の症状を呈し、発症から10日以内の急性的な症状であり、かつ医師が感染症を疑う外来症例

3

### 定点報告

問 急性呼吸器感染症として報告された患者が、後日にインフルエンザやCOVID-19と診断された場合、報告はどのようにしたらよいですか？

(回答)

- ・初診時に急性呼吸器感染症（ARI）として計上し、後日インフルエンザやCOVID-19と診断された場合は、それぞれの感染症としても、重複して報告いただいて構いません。
- ・初診時の報告を修正する必要はありません。

4

### 定点報告

問 後日の検査結果で他疾患と判明した場合の報告修正は必要でしょうか？

(回答)

- ・後日、別の疾患で判明した場合にも、修正の必要はありません。  
症例定義に一致する状態であったことは事実であり、誤りではありません。
- ・感染症法に基づく全数把握は、医師が当該感染症と診断した場合において届出が定められているものであり、病原体定点から収集された検体から、全数把握の対象感染症である病原体が検出された場合、検体を提出した定点医療機関の管理者へ遡って、当該感染の発生届を提出する必要はありません。
- ・なお、病原体定点から収集された検体の検査結果をもって、医師が診断をしなおす必要があると判断した場合には、当該感染症の届出基準に基づき届出を行っていただく必要があります。

5

問 インフルエンザ等の警報・注意報は、今後も活用可能か？

(回答)

- ・現在、厚生労働省と国立感染症研究所が、定点数の変更によるインフルエンザ等の警報・注意報への影響について確認を進めている状態です。  
本県としましては、厚生労働省及び国立感染症研究所から、定点数の変更によるインフルエンザ等の警報・注意報への影響について示されるまでの期間は、下記URLのとおり、令和7年4月7日以前の警報・注意報を活用する方針といたしました。

URL：<https://www.pref.ibaraki.jp/hokenfukushi/yobo/kiki/yobo/kansen/idwr/idwr/yoko/index.html>

6

問 医療機関は、定点や病原体定点からの結果をどのように活用することができますか？

(回答)

- ・患者定点や病原体定点から集まった情報をもとに、医療機関が利用しやすいよう本県の感染症情報を提供してまいります。
- ・また、病原体定点から収集された検体の検査結果については、インフルエンザ・COVID-19のほか、RSウイルス、ヒトメタニューモウイルス等の動向も示す予定です。
- ・各種の感染症の発生動向を参考としていただき、医師による診断の目安、検査試薬の選択の判断、検査キットや薬剤の発注等にご活用いただけることを想定しています。



## 7 病原体定点

問 今までの病原体定点では、検査結果が陽性の検体を提出していたが、令和7年4月7日から始まる急性呼吸器感染症病原体定点では、検査結果にかかわらず検体を提出することで間違いはないですか？

(回答)

- ・ はい、間違いありません。  
急性呼吸器感染症病原体定点につきましては、検体の検査結果にかかわらず、検体を提出いただきますようお願いいたします。

## 8 病原体定点

問 令和7年4月7日から始まる急性呼吸器感染症病原体定点では、インフルエンザ及びCOVID-19の型別検査は実施しますか。

(回答)

- ・ 衛生研究所で実施する検査で、インフルエンザ又はCOVID-19の検査結果が陽性の場合、インフルエンザは型別検査、COVID-19についてはゲノム解析を実施いたします。

## 9 病原体定点

問 急性呼吸器感染症病原体定点から提出された検体について、衛生研究所で実施した検体の検査結果は、どのように還元されますか。

(回答)

- ・令和7年4月7日からも今までと同様に、衛生研究所からご報告いたします。

## 10 病原体定点

問 病原体定点の医療機関から検体を提出する際に添付する「一類感染症、二類感染症、三類感染症、四類感染症、五類感染症、新型インフルエンザ等感染症及び指定感染症検査票（病原体）（別記様式1）」（以下、検査票とする）について、諸事情により、令和7年4月7日に施行される新しい検査票を提出できない場合、どうすればよいでしょうか。

(回答)

- ・新しい検査票を提出できない場合は、旧検査票（令和5年5月26日改訂版）の「[その他特記事項]」に、以下の項目を記載いただき提出いただきますようお願いいたします。
  - 急性呼吸器感染症病原体定点の場合：急性呼吸器感染症定点である旨
  - 全自動遺伝子解析装置等による検査の有無及び検査を実施した場合：検出された病原体名
  - SARS-CoV-2迅速診断検査実施の有無及び検査を実施した場合：検査キットのメーカー名、検査実施日、検査結果（陽性・陰性）

問 急性呼吸器感染症病原体定点の医療機関から提出された検体の検査結果について、茨城県感染症発生動向調査事業検査指針の様式2（感染症発生動向調査事業に係る病原体検査のお願い）では、「検査結果につきましては、患者の皆様の治療に役立てていただくため、主治医にご連絡いたしますので、ご説明をお受けください。」と記載があるが、陰性も含め全例において患者様に説明をしなければならないのでしょうか？また、茨城県感染症病原体等検査実施要領の様式1（検体等の提供及び積極的疫学調査のお願い）には「主治医からご連絡」は明記はされていないが、違いは何ですか。

（回答）

- ・ 患者様への説明の要否については、医師の判断にて必要に応じ検査結果を患者様にお伝えいただきますようお願いいたします。
- ・ 茨城県感染症病原体等検査実施要領の様式1は、感染症の発生の状況、動向及び原因の調査に係る検査を行う場合及びその他、保健所長又は疾病対策課長が調査の実施を必要と認めた場合に使用する様式であるため「主治医からのご連絡」は記載していません。